



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県国民保護協議会条例（防災危機管理課） 1
- 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部条例（防災危機管理課） 3
- 沖縄県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例（防災危機管理課） 4
- 沖縄県産業廃棄物税条例（税務課） 5
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） 13
- 宮古島市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例（市町村課） 15
- 沖縄県立郷土劇場の設置及び管理に関する条例（文化振興課） 19
- 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平和・男女共同参画課） ... 25
- 沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例（障害保健福祉課） 31
- 沖縄県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例（薬務衛生課） 36
- 沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（観光振興課） 36
- 万国津梁館の設置及び管理に関する条例（観光振興課） 44
- 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅課） 51
- 沖縄県文化財保護条例等の一部を改正する条例（教育庁文化課） 60

条 例

沖縄県国民保護協議会条例をここに公布する。

平成17年 7 月 26 日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県条例第34号

沖縄県国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第38条第8項の規定に基づき、沖縄県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、50人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事50人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。

平成17年7月26日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

沖縄県条例第35号

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、沖縄県国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び沖縄県緊急対処事態対策本部（第7条において「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民保護対策本部の組織)

第2条 沖縄県国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、沖縄県職員のうちから、知事が任命する。

(国民保護対策本部の会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

3 本部長は、法第28条第7項の規定により、防衛庁長官がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(国民保護対策本部の部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(国民保護対策本部の現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(緊急処理事態対策本部への準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急処理事態対策本部について準用する。この場合において、第2条第1項中「沖縄県国民保護対策本部長」とあるのは「沖縄県緊急処理事態対策本部長」と、第3条第2項中「法第28条第6項」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第6項」と、同条第3項中「法第28条第7項」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第7項」と、第6条中「第2条から前条」とあるのは「第7条において準用する第2条から前条」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7月26日

沖繩県知事 稲 嶺 恵 一

沖繩県条例第36号

沖繩県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例

沖繩県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年沖繩県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第8項」を「第28条第9項」に改める。

第2条第1号中「8人」を「9人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖繩県産業廃棄物税条例をここに公布する。

平成17年 7月26日

沖繩県知事 稲 嶺 恵 一

沖繩県条例第37号

沖繩県産業廃棄物税条例

（課税の目的）

第1条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第6項の規定に基づき、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再使用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

(2) 最終処分業者等 次号に規定する最終処分場を設置する市町村及び廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の許可（同法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の許可を含む。）を受けて産業廃棄物の埋立処分を業として行う者（以下「最終処分業者」という。）をいう。

(3) 最終処分場 廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号）の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場であって、同日前においてその設置に係る同項の許可を要しなかったものを含む。）をいう。

（賦課徴収）

第3条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の定めるところによる。この場合において、

同条例第3条第2項中「(3) 狩猟税」とあるのは 「(3) 狩猟税
(4) 産業廃棄物税」と、同条例第4条第3項中「及び地方消費税」とあるのは「、地方消費税及び産業廃棄物税」と、同条例第6条第1項中「及び狩猟税」とあるのは「、狩猟税及び産業廃棄物税」と、「ゴルフ場利用税の」とあるのは「ゴルフ場利用税及び産業廃棄物税の」と、同条例第3項中「及び狩猟税」とあるのは「、狩猟税及び産業廃棄物税」と、「ゴルフ場利用税の」とあるのは「ゴルフ場利用税及び産業廃棄物税の」と、同条例第7条の2第1項中「この条例又はこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは沖縄県産業廃棄物税条例（平成17年沖縄県条例第37号）又はこれらの条例に基づく規則」と、同条例第9条第1項中「(12) 狩猟税 狩猟者の登録を受ける地」とあるのは 「(12) 狩猟税 狩猟者
(13) 産業廃棄物税
の登録を受ける地」と、同条例第10条中「この条例」とあるのは「この条例又は沖縄県産業廃棄物税条例」と、同条例第11条中「この条例」とあるのは「この条例若しくは沖縄県産業廃棄物税条例」と、同条例第14条中「この条例」とあるのは「この条例又は沖縄県産業廃棄物税条例」と、「並びに特別徴収」とあるのは「、特別徴収」と、「軽油引取税」とあるのは「軽油引取税並びに特別徴収に係る産業廃棄物税」とする。

（納税義務者等）

第4条 産業廃棄物税は、事業者（廃棄物処理法第12条第3項に規定する中間処理業者を

含む。以下同じ。)がその排出する産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者等に委託した場合において、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。

- 2 産業廃棄物税は、前項に規定する場合のほか、事業者がその排出する産業廃棄物の埋立処分を自ら行う場合においては、当該事業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。

(課税免除)

第5条 次に掲げる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対しては、産業廃棄物税を課さない。

- (1) 最終処分業者の設置する最終処分場が所在していない離島（沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第1条の規定により定められた島をいう。）の地域内において発生する産業廃棄物の適正処理を促進するため当該離島の地域内に市町村が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入であって、規則で定めるもの
- (2) 公益上その他の事由により課税することが適当でないものとして規則で定める搬入

(課税標準)

第6条 産業廃棄物税の課税標準は、第4条第1項又は第2項の搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

- 2 前項の産業廃棄物の重量の測定が困難な場合においては、規則で定めるところにより算定した重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(課税標準の特例)

第7条 第4条第2項の規定により産業廃棄物税を納付する義務を負う事業者が次の各号のいずれかに該当する搬入を行う場合における産業廃棄物税の課税標準の算定については、当該各号の搬入に係る産業廃棄物の重量から当該各号に掲げる重量を控除する。ただし、他の者から委託を受けて処分した中間処理産業廃棄物（廃棄物処理法第12条第3項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。）については、この限りでない。

- (1) 最終処分場であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハに掲げるものへの搬入（次号に該当する場合を除く。） 当該搬入に係る産業廃棄物の重量の4分の1に相当する重量
- (2) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第13項に規定する指定副産物（石炭灰に限る。）の公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条

第1項の免許を受けた区域への搬入 当該搬入に係る産業廃棄物の重量の2分の1に相当する重量

(税率)

第8条 産業廃棄物税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

(税額の端数計算)

第9条 産業廃棄物税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号の条例で指定する法定外目的税とする。

(徴収の方法)

第10条 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第4条第2項の規定により産業廃棄物税を課する場合には、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第11条 産業廃棄物税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、最終処分業者等とする。

(特別徴収義務者としての登録等)

第12条 特別徴収義務者は、産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに、その特別徴収すべき産業廃棄物税に係る最終処分場ごとに、当該最終処分場における特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の登録を申請しようとする者は、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者を特別徴収義務者として登録し、その者に対し、規則で定める証票を交付する。

4 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

5 第3項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

6 第3項の規定による登録を受けた者は、登録をした事項に変更を生じた場合には、その変更を生じた日から5日以内に規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。

7 第3項の規定による登録を受けた者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内に規則で定める届出

書を知事に提出するとともに、第3項の証票を返さなければならない。

(申告納入の手続)

第13条 特別徴収義務者は、次の各号に掲げる期間において徴収すべき産業廃棄物税に係る課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を、当該各号に定める日までに知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。ただし、最終処分場を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から10日以内に、廃止し、又は休止した日までに徴収すべき産業廃棄物税について、これを申告納入しなければならない。

- (1) 1月1日から3月31日まで 4月末日
- (2) 4月1日から6月30日まで 7月末日
- (3) 7月1日から9月30日まで 10月末日
- (4) 10月1日から12月31日まで 翌年1月末日

2 特別徴収義務者は、前項の期間について納入すべき産業廃棄物税額がない場合においても、同項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(徴収猶予)

第14条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を前条第1項各号に規定する納期限までに受け取ることができなかったことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予するものとする。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

2 前項の規定による徴収猶予を申請しようとする特別徴収義務者は、規則で定める申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明することができる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第1項の規定による担保

について準用する。

- 4 知事は、第1項の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第15条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているときその他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 前項の規定による還付又は納入義務の免除を申請しようとする特別徴収義務者は、規則で定める申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明することができる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、第1項の規定により産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当するものとする。

- 4 知事は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付の手續)

第16条 第10条ただし書の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき者（以下「申告納付者」という。）は、次の各号に掲げる期間における産業廃棄物の最終処分場への搬入に係る産業廃棄物税の課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める申告書を、当該各号に定める日までに知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

(1) 1月1日から3月31日まで 4月末日

(2) 4月1日から6月30日まで 7月末日

(3) 7月1日から9月30日まで 10月末日

(4) 10月1日から12月31日まで 翌年1月末日

2 前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第17条 法第20条の9の3第3項又は法第733条の16の規定による更正又は決定、法第733条の18の規定による過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定並びに法第733条の19の規定による重加算金額の決定をした場合においては、規則で定める通知書により、これを特別徴収義務者又は申告納付者に通知する。

(不足税額の納入又は納付手続)

第18条 特別徴収義務者及び申告納付者（以下「特別徴収義務者等」という。）は、前条の通知書により通知を受けた場合において、不足税額があるときは、当該不足税額並びに法第733条の17第2項の規定による延滞金額及び法第733条の18の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第733条の19の規定による重加算金額をそれぞれ当該通知書の納期限までに納入書又は納付書によって納入又は納付しなければならない。

(最終処分場の設置等の届出)

第19条 最終処分場を設置した者（第12条第1項の登録を申請する者を除く。）は、産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書を提出した者は、届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から5日以内に規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者について準用する。

(帳簿の保存等)

第20条 特別徴収義務者等は、帳簿を備え、最終処分場への産業廃棄物の搬入に関する事項その他規則で定める事項をこれに記載し、第13条第1項各号又は第16条第1項各号に

規定する納期限の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合については、ゴルフ場利用税の例による。

(使途)

第21条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再使用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てなければならない。

(規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行われる最終処分場への産業廃棄物の搬入について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に産業廃棄物の埋立処分を行っている最終処分業者等については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に産業廃棄物の埋立処分を開始しようとするものとみなして、第12条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から5日以内」とする。
- 3 この条例の施行の際現に最終処分場を設置し、産業廃棄物の埋立処分を行っている者（前項の最終処分業者等を除く。）については、施行日に産業廃棄物の埋立処分を開始しようとするものとみなして、第19条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から5日以内」とする。

(準備行為)

- 4 第12条の規定による登録の手續及び第19条の規定による届出は、施行日前においても、第12条及び第19条の規定の例により行うことができる。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7月26日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

沖縄県条例第38号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「又は第3項」を「又は第4項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「又は第3項」を「又は第4項」に改める。

第63条第6項中「、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）第6条第1項第1号」を削る。

第143条第2項中「、第12条（自動車の使用の本拠の位置が県外から県内に変更された場合に限る。以下同じ。）」を削り、同条第3項中「、第12条」を削る。

附則第5項中「第33項」を「第32項」に改める。

附則第14項中「第2条第10項」を「第2条第14項」に改める。

附則第16項中「第35項及び附則第37項から第39項まで」を「第34項及び附則第36項から第38項まで」に、「第36項及び第38項」を「第35項及び第37項」に、「第35項、第37項及び第39項」を「第34項、第36項及び第38項」に改める。

附則第19項中「施行令附則第16条の2の6第7項で定めるものの取得（附則）」を「バス、トラックその他の施行規則附則第12条の2の3第5項で定めるものの取得（附則第13項、）」に、「平成16年4月1日から平成17年9月30日まで」を「平成17年10月1日から平成18年3月31日まで」に、「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ

れ」を「100分の1を」に改め、同項各号を削る。

附則第25項中「第24項」を「第23項」に改める。

附則第27項中「第24項」を「第23項」に、「第26項」を「第25項」に改める。

附則第33項中「第36項」を「第35項」に改め、同項の表第140条第1項第5号アの項及び第140条第1項第5号イ(イ)の項中「第34項」を「第33項」に改める。

附則第34項の表第140条第1項第5号アの項、第140条第1項第5号イ(イ)の項及び第140条第3項の項中「第35項」を「第34項」に改める。

附則第36項中「第35項」を「第34項」に改め、同項の表第140条第1項第5号アの項、第140条第1項第5号イ(イ)の項及び第140条第3項の項中「第37項」を「第36項」に改める。

附則第37項中「第36項」を「第35項」に改める。

附則第38項中「第35項又は第37項」を「第34項又は第36項」に改め、同項の表第140条第1項第5号アの項、第140条第1項第5号イ(イ)の項及び第140条第3項の項中「第39項」を「第38項」に改める。

附則に次の4項を加える。

44 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であつた者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第25条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「300円」とする。

45 平成18年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であつたものの所得割（第35条に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、この条例の規定中所得割に関する部分（第24条の2を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における第24条の2の規定の適用については、同条中「第22条及び前条」とあるのは、「附則第45項」とする。

46 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であつた者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第25条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「600円」とする。

47 平成19年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であつたものの所得割（第35条に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、この条例の規定中所得割に関する部分（第24条の2を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における第24条の2の規定の適用については、同条中「第22条及び前条」とあるのは、「附則第47項」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第19項の改正規定及び附則第3項の規定 平成17年10月1日
 - (2) 第28条第1項及び第2項の改正規定並びに附則に4項を加える改正規定 平成18年1月1日
 - (3) 第63条第6項の改正規定並びに第143条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第2項の規定 平成18年4月1日
- 2 改正後の沖縄県税条例（次項において「新条例」という。）第143条第2項及び第3項の規定は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19項の規定は、平成17年10月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前に行つた改正前の沖縄県税条例附則第19項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

宮古島市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成17年 7月26日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県条例第39号

宮古島市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の表沖縄県立漲水学園の項中「平良市字西仲宗根745番地の5」を「宮古島市平良字西仲宗根745番地の5」に改める。

第3条の2の表沖縄県立あけぼの学園の項中「平良市字西仲宗根745番地の5」を「宮古島市平良字西仲宗根745番地の5」に改める。

第4条の表沖縄県立宮古厚生園の項中「平良市字西仲宗根745番地の7」を「宮古島市平良字西仲宗根745番地の7」に改める。

(沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「平良市」を「宮古島市」に、「伊良部町」を「宮古島市」に改める。

(沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「平良市字西里718番地の1」を「宮古島市平良字西里718番地の1」に、「伊良部町字前里添1079番地の1」を「宮古島市伊良部字前里添1079番地の1」に、「平良市字下里280番地」を「宮古島市平良字下里280番地」に、「平良市字東仲宗根968番地の4」を「宮古島市平良字東仲宗根968番地の4」に、「平良市字下里288番地」を「宮古島市平良字下里288番地」に改める。

別表第2中「平良市字狩俣4005番地の1」を「宮古島市平良字狩俣4005番地の1」に改める。

(沖縄県立教育機関設置条例の一部改正)

第4条 沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の表沖縄県立宮古少年自然の家の項中「平良市字東仲宗根添1164番地」を「宮古島市平良字東仲宗根添1164番地」に改める。

(沖縄県警察の組織に関する条例の一部改正)

第5条 沖縄県警察の組織に関する条例（昭和47年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中

沖縄県宮古警察署	平良市	平良市 城辺町 下地町 伊良部町 上野村 多良間村	を
沖縄県宮古島警察署	宮古島市	宮古島市 多良間村	に改める。

（沖縄県行政機関設置条例の一部改正）

第6条 沖縄県行政機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項の表沖縄県自動車税事務所の項、第3条第2項の表沖縄県宮古福祉保健所の項、第4条の表沖縄県中央児童相談所の項、第5条の表沖縄県宮古保健所の項、第8条第2項の表沖縄県宮古農業改良普及センターの項、第9条の表沖縄県宮古家畜保健衛生所の項及び第9条の3第2項の表沖縄県労政事務所の項中「平良市」を「宮古島市」に改める。

（沖縄県支庁設置条例の一部改正）

第7条 沖縄県支庁設置条例（昭和47年沖縄県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の表宮古支庁の項中「平良市」を「宮古島市」に改める。

（沖縄県病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 沖縄県病院事業の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立宮古病院の項中「平良市字東仲宗根807番地」を「宮古島市平良字東仲宗根807番地」に改める。

別表第2中「平良市字池間90番地の1」を「宮古島市平良字池間90番地の1」に改める。

（沖縄県港湾管理条例の一部改正）

第9条 沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1 来間・前浜港の項中「下地町」を「宮古島市」に改め、同表長山港の項中「伊良部町」を「宮古島市」に改める。

別表第6 中

来間・前浜港	下地町	を
長山港	伊良部町	

来間・前浜港 長山港	宮古島市	に改める。
------------	------	-------

(沖縄県立自然公園条例の一部改正)

第10条 沖縄県立自然公園条例（昭和48年沖縄県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第43条中「町村」を「市町村」に改め、同条の表中「渡名喜村 久米島町 伊良部町」を「宮古島市 渡名喜村 久米島町」に改める。

(沖縄県屋外広告物条例の一部改正)

第11条 沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中「東風平町 城辺町」を「東風平町」に改める。

(沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第12条 沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年沖縄県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2 市部の項及び別表第3 市部の項中「平良市」を「宮古島市」に改める。

(沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第13条 沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表8の項中「平良市 石垣市」を「石垣市」に、「豊見城市」を「豊見城市 宮古島市」に、「南風原町 城辺町 下地町 上野村」を「南風原町」に改め、同表

10の項中「宜野湾市 平良市」を「宜野湾市」に、「うるま市」を「うるま市 宮古島市」に、「南風原町 城辺町 下地町 上野村」を「南風原町」に改める。

(沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正)

第14条 沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成15年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

平良市	1人	を
宮古島市（宮古郡を含む。）	2人	に改め、

同表宮古郡の項を削る。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

沖縄県立郷土劇場の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成17年 7月26日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県条例第40号

沖縄県立郷土劇場の設置及び管理に関する条例

沖縄県立郷土劇場の設置及び管理に関する条例（平成4年沖縄県条例第56号）の全部を改正する。

(設置)

第1条 郷土の演劇、舞踊、音楽等の舞台芸術の振興を図るため、沖縄県立郷土劇場（以

下「郷土劇場」という。)を設置する。

(位置)

第2条 郷土劇場の位置は、那覇市東町1番1号とする。

(郷土劇場の管理)

第3条 郷土劇場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 郷土劇場の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第10条の規定による利用の許可に関する業務、第12条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第13条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3) 第14条の規定による利用料金の収受に関する業務、第15条の規定による利用料金の減免に関する業務、第16条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4) 郷土劇場の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、郷土劇場の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に郷土劇場の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、郷土劇場の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、郷土劇場の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第7条 知事は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(休館日)

第8条 郷土劇場の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間)

第9条 郷土劇場の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の許可)

第10条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第10条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(利用料金)

第14条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 知事は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第16条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(損害の賠償等)

第17条 利用者は、その利用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の沖縄県立郷土劇場の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の沖縄県立郷土劇場の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）中相当する規定があるものは、新条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に、旧条例の規定により使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 新条例第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

別表（第14条関係）

1 施設利用料金

区 分		基 準 額					
		午 前	午 後	夜 間	昼 間	昼夜間	全 日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
入 場 料 を 徴 収 し ない 場 合	平 日	6,000円	8,000円	8,000円	16,000円	18,100円	26,200円
	土曜日、 日曜日及 び休日	7,100円	9,600円	9,600円	19,300円	21,700円	31,500円
入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	平 日	12,100円	16,000円	16,000円	32,200円	36,300円	52,500円
	土曜日、 日曜日及 び休日	14,500円	19,300円	19,300円	38,700円	43,600円	63,100円

2 附属設備利用料金

種 別	単 位	基 準 額
舞台器具	1回1点又は1式につき	5,000円以内で知事が定める額
音響器具	1回1点又は1式につき	5,000円以内で知事が定める額
照明器具	1回1点又は1式につき	2,000円以内で知事が定める額
冷房設備	1時間につき	2,030円

備考

- 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（2に規定する休日を除く。）をいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 許可された利用時間を超過して利用する場合における当該超過した時間に係る利用料金（以下「超過料金」という。）の基準額は、次のとおりとする。超過料金を算定する場合において、超過して利用した時間に1時間未満の端数があるとき、又はその時間が1時間未満であるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として計算する。

- (1) 12時から17時までの間は、超過時間1時間につき午後の利用料金の基準額の4分の1の額に100分の120を乗じて得た額
- (2) 17時後は、超過時間1時間につき夜間の利用料金の基準額の4分の1の額に100分の120を乗じて得た額
- 5 公演等の当日以外に、練習、準備等のため専用して利用する場合の利用料金の基準額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の50に相当する額とする。

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成17年7月26日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県条例第41号

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例

沖縄県女性総合センターの設置及び管理に関する条例（平成8年沖縄県条例第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 女性の地位の向上を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資するため、沖縄県男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 センターの位置は、那覇市西3丁目11番1号とする。

（センターの管理）

第3条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第10条の規定による利用の許可に関する業務、第12条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第13条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3) 第14条の規定による利用料金の収受に関する業務、第15条の規定による利用料金の減免に関する業務、第16条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4) センターの施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切にセンターの管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第7条 知事は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、

又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(休館日)

第8条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間)

第9条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時（日曜日にあつては午後5時）までとする。

2 前項の規定にかかわらず、センターの施設のうち、図書情報室の利用時間は、午前9時から午後8時（日曜日にあつては午後5時）までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、第1項の開館時間又は前項の利用時間を臨時に変更することができる。

(利用の許可)

第10条 別表に掲げるセンターの施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理上必要と認めたときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第10条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(利用料金)

第14条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 知事は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第16条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(損害の賠償等)

第17条 センターの施設を利用する者は、その利用に際し、センターの施設又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の沖縄県女性総合センターの設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)中相当する規定があるものは、新条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に、旧条例の規定により使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 新条例第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

別表 (第10条、第14条関係)

1 施設利用料金

区 分	基 準 額 (1時間につき)		
	午前 (9時~12時)	午後 (12時~18時)	夜間 (18時~21時)

ホール		2,140円	3,200円	4,270円
会議室 1		350円	390円	520円
会議室 2		350円	390円	520円
会議室 3		350円	390円	520円
特別会議室		520円	520円	690円
研修室 1		690円	780円	1,030円
研修室 2		350円	390円	520円
研修室 3		350円	390円	520円
創作室	共用利用	1人1回(3時間以内)につき、中・高校生は130円、一般は250円		
	専用利用	440円	490円	650円
生活実習室		440円	490円	650円
和室	でいごの間	220円	230円	300円
	ゆうなの間	220円	230円	300円
茶室		170円	180円	240円
フィットネス ルーム	共用利用	1人1回(2時間以内)につき、中・高校生は130円、一般は250円		
	専用利用	650円	650円	860円

2 附属設備利用料金

種 別	単 位	基 準 額
舞台器具	1回1点又は1式につき	5,250円以内で知事が定める額
音響器具	1回1点又は1式につき	5,250円以内で知事が定める額
照明器具	1回1点又は1式につき	5,250円以内で知事が定める額
ホールの冷暖房設備	冷房する場合	1時間につき 1,910円
	暖房する場合	1時間につき 1,280円
その他	1回1点又は1式につき	5,250円以内で知事が定める額

備考

- 許可された利用時間を超過して利用する場合における当該超過した時間に係る利用料金(以下「超過料金」という。)の基準額は、次のとおりとする。超過料金を算定する場合において、超過して利用した時間に1時間未満の端数があるとき、又

はその時間が1時間未満であるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として計算する。

- (1) 10時から12時までの間は、超過時間1時間につき午前の1時間の利用料金の基準額に100分の120を乗じて得た額
- (2) 12時から18時までの間は、超過時間1時間につき午後の1時間の利用料金の基準額に100分の120を乗じて得た額
- (3) 18時後は、超過時間1時間につき夜間の1時間の利用料金の基準額に100分の120を乗じて得た額

2 ホールを練習、準備等のため専用して利用する場合の利用料金の基準額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の30に相当する額とする。

3 「中・高校生」とは、中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。

4 「一般」とは、中・高校生以外の者（中学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。

沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成17年 7月26日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県条例第42号

沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例

沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例（平成8年沖縄県条例第6号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第50条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する精神障害者（知的障害者及び入院医療の必要があるものを除く。以下「精神障害者」という。）の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設（以下「施設」という。）を設置する。

(種類、名称及び位置)

第2条 施設の種類、名称及び位置は、次のとおりとする。

種 類	名 称	位 置
精神障害者授産施設 (通所施設)	沖縄県立てるしのワークセンター	南風原町字宮平206番 地の1
精神障害者地域生活 支援センター	沖縄県立地域生活支援センター てるしの	南風原町字宮平206番 地の1

(施設の管理)

第3条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 次の各号に掲げる施設の管理を行う指定管理者は、それぞれ当該各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 沖縄県立てるしのワークセンター（以下「ワークセンター」という。）

ア 精神保健福祉法第50条の2第3項に規定する目的のために行う事業の計画及び実施に関する業務

イ 第11条の規定による利用の許可に関する業務、第12条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務その他の利用の許可に関する業務

ウ 第13条の規定による利用料金の収受に関する業務、第14条の規定による利用料金の減免に関する業務、第15条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務

エ ワークセンターの施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

オ アからエまでに掲げるもののほか、ワークセンターの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(2) 沖縄県立地域生活支援センターてるしの（以下「地域生活支援センター」という。）

ア 精神保健福祉法第50条の2第6項に規定する目的のために行う事業の計画及び実施に関する業務

イ 地域生活支援センターの施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

ウ ア及びイに掲げるもののほか、地域生活支援センターの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に施設の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、精神障害者の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第7条 知事は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(定員及び利用期間)

第8条 ワークセンターを利用する者の定員は、25人とする。

- 2 ワークセンターを利用する者の利用期間は、1年以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、通算して3年を超えない範囲で利用期間を延長することができる。

(休館日)

第9条 施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

（利用時間）

第10条 施設の利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の利用時間を臨時に変更することができる。

（利用の許可）

第11条 ワークセンターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、施設の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

- (1) 利用の目的を達成することができないと認められるとき。
- (2) 施設における秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

（許可の取消し等）

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（利用料金）

第13条 利用者は、ワークセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、1日につき150円（以下「基準額」という。）に100分の70を乗じて得た額から基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第14条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の返還）

第15条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

（損害の賠償等）

第16条 施設を利用する者は、その利用に際し、施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（事業報告書の提出）

第17条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

（規則への委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に、改正前の沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）中相当する規定があるものは、新条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（準備行為）

- 3 新条例第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

沖縄県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7月26日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県条例第43号

沖縄県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例

沖縄県薬事審議会設置条例（昭和47年沖縄県条例第78号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成17年 7月26日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県条例第44号

沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例

沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第19号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 国際・国内コミュニケーションの場としてのコンベンションを誘致・推進し、本県の産業経済及び教育文化の振興に寄与するため、沖縄コンベンションセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 センターの位置は、宜野湾市真志喜四丁目3番1号とする。

（センターの管理）

第3条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
 - (2) 第10条の規定による利用の許可に関する業務、第14条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第20条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
 - (3) 第15条の規定による利用料金の収受に関する業務、第16条の規定による利用料金の減免に関する業務、第17条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
 - (4) センターの施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関して知事が必要と認める業務
- （指定管理者の指定の申請）

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切にセンターの管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第7条 知事は、前条の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(休館日)

第8条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間)

第9条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の許可)

第10条 センターの施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

- 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことが

できる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(利用期間)

第11条 施設等の利用期間は、10日以内とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備の設置等)

第12条 利用者は、指定管理者が特別であると認める設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項若しくは第12条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第10条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用料金)

第15条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事

の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第17条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(入場の制限等)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障がある行為をするおそれがある者

(立入り等)

第19条 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第20条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は第10条第1項若しくは第12条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等に設置した設備又は器具を撤去し、施設等を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第21条 センターの施設を利用する者は、その利用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）中相当する規定があるものは、新条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に、旧条例の規定により使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 新条例第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

別表（第15条関係）

1 施設利用料金

種 別	区 分	基 準 額
展示場（控室等の附帯施設を含む。）	入場料を徴収しない場合	1時間につき62,000円
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	1時間につき86,000円

会議場 A 1 (準備室等の 附帯施設を含む。)	入場料を徴収しない 場合	1時間につき28,500円
	入場料を徴収する場 合及び商品の販売、 宣伝等の営業行為を 行う場合	1時間につき35,000円
会議場 A 2	入場料を徴収しない 場合	1時間につき8,000円
	入場料を徴収する場 合及び商品の販売、 宣伝等の営業行為を 行う場合	1時間につき10,500円
会議場 A 3	入場料を徴収しない 場合	1時間につき3,500円
	入場料を徴収する場 合及び商品の販売、 宣伝等の営業行為を 行う場合	1時間につき4,500円
会議場 B 1	入場料を徴収しない 場合	1時間につき15,000円
	入場料を徴収する場 合及び商品の販売、 宣伝等の営業行為を 行う場合	1時間につき19,500円
会議場 B 2 (前室等の 附帯施設を含む。)	入場料を徴収しない 場合	1時間につき8,000円
	入場料を徴収する場 合及び商品の販売、 宣伝等の営業行為を 行う場合	1時間につき9,500円
会議場 B 3、会議場 B 4、 会議場 B 5、会議場 B 6 及び会議場 B 7	入場料を徴収しない 場合	1時間につき5,000円
	入場料を徴収する場 合及び商品の販売、	1時間につき6,000円

	宣伝等の営業行為を行う場合	
会議場C 1	入場料を徴収しない場合	1時間につき6,000円
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	1時間につき7,500円
会議場C 2	入場料を徴収しない場合	1時間につき3,500円
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	1時間につき5,000円
劇場ホール（全楽屋、リハーサル室、控室等の附帯施設を含む。）	入場料を徴収しない場合	1時間につき26,500円
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	1時間につき32,500円
リハーサル室（大楽屋2を含む。）		1時間につき2,500円
パーゴラ、ロビー、エントランスホールその他上記以外の施設		1平方メートル1日につき300円

2 附属設備利用料金

種 別	単 位	基 準 額
附属設備	1回1点につき	50,000円以内で知事が定める額

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 利用者が許可された利用時間を超過して利用する場合における利用料金の基準額

は、この表の区分に従い、次のとおりとする。

- (1) 午前9時から午後10時までの間は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める基準額の2分の1の額に100分の120を乗じて得た額
 - (2) 午後10時から午前9時までの間は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める基準額の2分の1の額に100分の150を乗じて得た額
- 3 会議等の当日以外に、準備、撤去等のため専用して利用する場合における利用料金の基準額は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
- (1) 展示場については、当該区分に定める基準額に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 劇場ホール又は会議場については、当該区分に定める基準額に100分の50を乗じて得た額
- 4 電気又は水道を使用する場合の基準額は、その実費に相当する規則で定める額とする。

万国津梁館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成17年 7月26日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県条例第45号

万国津梁館の設置及び管理に関する条例

万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第36号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 国内外の優れたコンベンションを誘致することにより、国際交流及び文化交流の推進並びにリゾート沖縄の振興を図り、もって地域の振興発展に寄与するため、万国津梁館（以下「津梁館」という。）を設置する。

（位置）

第2条 津梁館の位置は、名護市字喜瀬部瀬名原1792番地とする。

(津梁館の管理)

第3条 津梁館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 津梁館の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
 - (2) 第10条の規定による利用の許可に関する業務、第14条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第20条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
 - (3) 第15条の規定による利用料金の収受に関する業務、第16条の規定による利用料金の減免に関する業務、第17条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
 - (4) 津梁館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、津梁館の管理運営に関して知事が必要と認める業務
- (指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に津梁館の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、津梁館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、津梁館の設置の目的を達成するために十分な能力を有

するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第7条 知事は、前条の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(休館日)

第8条 津梁館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間)

第9条 津梁館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の許可)

第10条 津梁館の施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(利用期間)

第11条 施設等の利用期間は、10日以内とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備の設置等)

第12条 利用者は、指定管理者が特別であると認める設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項若しくは第12条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第10条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用料金)

第15条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第17条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定

管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(入場の制限等)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、津梁館への入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障がある行為をするおそれがある者

(立入り等)

第19条 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第20条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は第10条第1項若しくは第12条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等に設置した設備又は器具を撤去し、施設等を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第21条 津梁館の施設を利用する者は、その利用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の

日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の万国津梁館の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の万国津梁館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）中相当する規定があるものは、新条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に、旧条例の規定により使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 新条例第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

別表（第15条関係）

1 施設利用料金

種 別	区 分	基 準 額
サミットホール	入場料を徴収しない場合	1時間につき45,000円
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	1時間につき68,000円
オーシャンホール（控室を含む。）	入場料を徴収しない場合	1時間につき40,000円
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	1時間につき60,000円
サンセットラウンジ	入場料を徴収しない場合	1時間につき18,000円
	入場料を徴収する場合	1時間につき27,000円

	合及び商品の販売、 宣伝等の営業行為を 行う場合	
ビジネスルーム		1時間につき2,000円
貴賓室		1時間につき2,000円
オーシャンホール控室（1室）		1時間につき1,000円
オーシャンホール控室（全室）		1時間につき1,500円
車寄せ、ロビー、エントランスホールその他上 記以外の施設		1平方メートル1日につき300円

2 附属設備利用料金

種 別	単 位	基 準 額
附属設備	1回1点につき	50,000円以内で知事が定める額

備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 利用者が許可された利用時間を超過して利用する場合における利用料金の基準額は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
 - (1) 午前9時から午後9時までの間は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める基準額の2分の1の額に100分の120を乗じて得た額
 - (2) 午後9時から午前9時までの間は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める基準額の2分の1の額に100分の150を乗じて得た額
- 3 会議等の当日以外に、準備、撤去等のため専用して利用する場合における利用料金の基準額は、この表の区分に従い、当該区分に定める基準額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 電気又は水道を使用する場合の基準額は、その実費に相当する規則で定める額と

する。

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7月26日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

沖縄県条例第46号

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 県公営住宅の管理

第1節 通則（第4条－第42条）

第2節 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用（第43条－第49条）

第3節 法第45条第2項に基づく県公営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）
（第50条－第53条）

第3章 県改良住宅の管理（第54条－第59条）

第4章 駐車場の管理（第60条－第64条）

第5章 補則（第65条－第70条）

附則

第1条中「という。）」の次に「及び住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）」を加え、「及び共同施設」を「、共同施設及び地区施設（以下「県営住宅等」という。）」に改める。

第2条各号を次のように改める。

(1) 県営住宅 県公営住宅及び県改良住宅をいう。

- (2) 県公営住宅 県が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- (3) 県改良住宅 改良法第17条の規定により、県が建設する住宅及びその附帯施設をいう。
- (4) 共同施設 法第2条第9号に規定する共同施設をいう。
- (5) 地区施設 改良法第2条第7項に規定する地区施設及び県改良住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設である駐車場をいう。
- (6) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (7) 県公営住宅建替事業 県が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (8) 県営住宅監理員 法第33条（改良法第29条第1項において準用する場合を含む。）の規定により知事が命ずるものをいう。

「第2章 県営住宅の設置及び管理」を削る。

第3条第1項を次のように改める。

県は、県営住宅として、次に掲げる住宅を設置する。

- (1) 県公営住宅
- (2) 県改良住宅

第3条の次に次の章名及び節名を付する。

第2章 県公営住宅の管理

第1節 通則

第4条第1項第3号中「テレビジョン」を「テレビジョン」に改め、同条第2項中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第5条中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第6条第1項中「県営住宅」を「県公営住宅」に改め、同項第2号イ中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4項中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第7条並びに第8条第1項及び第3項中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第9条第1項中「県営住宅」を「県公営住宅」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第5項中「県営住宅」を「県公営住宅」に改め、同条第6項中「寡婦」を「寡婦若

しくは寡夫」に、「県営住宅」を「県公営住宅」に改め、同条第7項中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第10条第2項並びに第11条第1項及び第3項中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第12条第1項中「県営住宅」を「県公営住宅」に改め、同条第2項中「県営住宅」を「県公営住宅」に、「を同項」を「を前項」に改め、同条第4項から第6項までの規定中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第13条、第14条及び第16条第1項中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第17条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第18条第1項、第3項及び第4項中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第19条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第21条第1項及び第2項、第22条第4号、第23条、第25条から第28条までの規定、第29条第1項及び第2項、第30条並びに第31条第1項中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第32条第1項及び第3項中「県営住宅」を「県公営住宅」に改め、同条第4項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第33条第1項及び第2項、第35条、第36条第1項、第37条第1項及び第2項並びに第38条から第40条までの規定（見出しを含む。）中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第41条中「県営住宅を」を「県公営住宅を」に改める。

第42条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「県営住宅」を「県公営住宅」に改め、同条第2項から第6項までの規定中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

「第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用」を削る。

第42条の次に次の節名を付する。

第2節 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用

第43条第1項、第44条及び第45条第2項中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第46条中「第61条」を「第66条」に、「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第47条及び第48条中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第49条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

「第4章 法第45条第2項に基づく県営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）」を削る。

第49条の次に次の節名を付する。

第3節 法第45条第2項に基づく県公営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）

第50条、第51条及び第52条第1項中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第53条中「第60条」を「第66条」に、「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第64条を第70条とし、第63条を第69条とし、第62条を第68条とする。

第61条中「県営住宅」を「県公営住宅」に改め、同条を第67条とする。

第60条を第66条とする。

第59条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項中「県営住宅及び共同施設」を「県営住宅等」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項から同条第6項までを1項ずつ繰り上げ、同条を第65条とする。

「第6章 補則」を「第5章 補則」に改める。

第58条を第64条とする。

第57条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第63条とする。

第56条を第62条とし、第55条を第61条とする。

第54条中「県営住宅の共同施設として整備された駐車場」を「県が共同施設又は地区施設として整備した駐車場」に改め、同条を第60条とする。

「第5章 駐車場の管理」を「第4章 駐車場の管理」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第3章 県改良住宅の管理

(県改良住宅の管理)

第54条 県改良住宅の管理については、次条から第59条までに定めるもののほか、第8条第1項及び第2項、第12条から第15条まで、第17条から第20条まで、第21条第1項及び第3項、第22条から第28条まで、第30条、第34条前段、第36条、第40条、第41条並びに第42条第1項（第6号を除く。）及び第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「県公営住宅」とあるのは「県改良住宅」と、「共同施設」と

あるのは「地区施設」と、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第55条」と、第15条第1項中「入居者」とあるのは「県改良住宅に引き続き3年以上入居している者」と、第18条第1項中「第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの請求のあつたときは、明渡しの期限として指定した日の前日又は明渡した日のいずれか早い日、第42条第1項」とあるのは「第42条第1項（第6号を除く。）」と、第19条中「未納の家賃」とあるのは「未納の家賃及び割増賃料」と、第36条第1項中「第16条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第17条（第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあつせん等又は第38条の規定による県公営住宅入居の措置」とあるのは「第17条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第34条前段の規定によるあつせん等又は第59条第1項若しくは同条第3項において準用する第17条の規定による割増賃料の徴収、減免若しくは徴収の猶予」と、第40条第1項中「法第44条第3項」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する法第44条第3項」と、「公営住宅の」とあるのは「改良住宅の」と、「第16条第1項、第31条第1項又は第33条第1項」とあるのは「第56条又は第59条」と、第42条第1項中「家賃」とあるのは「家賃及び割増賃料」と読み替えるものとする。

(県改良住宅の入居者資格等)

第55条 県改良住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

(1) 次に掲げる者で住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失つたもの

ア 改良法第4条第1項の規定による改良地区（改良法第2条第3項に規定する改良地区をいう。以下同じ。）の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至つた者を除く。

イ アただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至つた者。ただし、住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号。以下「改良法政令」という。）第8条で定めるところにより知事が承認した者に限る。

ウ 改良地区の指定の日後にア又はイに該当する者と同じの世帯に属するに至つた者

(2) 前号ア、イ又はウに該当する者で改良地区の指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失つたもの

(3) 前2号に掲げる者と同じの世帯に属する者

2 前項の規定にかかわらず、県改良住宅に入居することができる者が入居せず、又は居住しなくなつた場合における当該県改良住宅の入居者の公募の方法、入居者資格等については、第4条、第5条、第6条（第1項第2号イを除く。）、第7条第1項及び第9条から第11条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「県公営住宅」とあるのは「県改良住宅」と、第5条中「現に公営住宅」とあるのは「現に改良住宅」と、「公営住宅の入居者」とあるのは「改良住宅の入居者」と、第6条第1項第2号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はウ」と、「政令第6条第5項第1号」とあるのは「改良法政令第12条の規定により読み替えて準用される政令第6条第5項第1号」と、「政令第6条第5項第3号」とあるのは「改良法政令第12条の規定により読み替えて準用される政令第6条第5項第2号」と、第7条第1項中「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者」とあるのは「改良住宅の用途の廃止により当該改良住宅の明渡しをしようとする入居者」と読み替えるものとする。

(県改良住宅の家賃の決定)

第56条 県改良住宅の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）の規定による改正前の政令第4条に規定する方法により算出した額の範囲内において、知事が別に定めるものとする。

(県改良住宅の家賃の変更)

第57条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、県改良住宅の家賃を変更し、又は前条及び第54条において準用する第17条の規定にかかわらず、別に家賃を定めることができる。

(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

(2) 県改良住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。

(3) 県改良住宅について改良を施したとき。

2 知事は、前項の規定により旧法第12条第1項に規定する月割額（旧法第13条第3項に規定する月割額と異なる場合にあつては、当該月割額）の限度を超えて家賃を変更し、又は別に定めようとするときは、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聴かなければならない。

（収入超過者の認定）

第58条 知事は、入居者が県改良住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第54条において準用する第15条第3項の規定により認定した入居者の収入が第55条第2項の規定により読み替えて準用される第6条第1項第2号ア又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア又はウに掲げる金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を通知する。

2 入居者は、前項の規定による認定に対し、知事の定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、必要があれば、当該認定を更正する。

（割増賃料）

第59条 前条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に県改良住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じた日から当該明渡しの日までの間）、毎月、家賃のほかに、割増賃料を支払わなければならない。

2 前項の割増賃料の額は、第56条の規定により定め、又は第57条の規定により変更し、若しくは別に定めた家賃に0.8倍以下で知事が別に定める倍率を乗じた額とする。ただし、100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

3 第17条及び第18条の規定は、第1項の割増賃料について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「割増賃料」と読み替えるものとする。

第2条 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 補則（第65条—第70条）」を
「第5章 県営住宅等の指定管理者に
第6章 補則（第71条—第74条）
よる管理（第65条—第70条）
に改める。」

第46条中「第66条」を「第72条」に改める。

第53条中「第66条」を「第72条」に改める。

第70条を第74条とし、第69条を第73条とする。

第67条及び第68条を削る。

第66条を第72条とし、第65条を第71条とする。

「第5章 補則」を「第6章 補則」に改める。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 県営住宅等の指定管理者による管理

(県営住宅等の管理)

第65条 県営住宅等の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第66条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 県営住宅の入居の手続に関する業務
- (2) 入居者の指導及び連絡に関する業務
- (3) 県営住宅等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県営住宅等の管理に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第67条 第65条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第68条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に県営住宅等の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、県営住宅等の効用を最大限に発揮させるものであること

もに、効率的な管理がなされるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、県営住宅等の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第69条 知事は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合に準用する。

(事業報告書の提出)

第70条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

附則第2項中「県営住宅」を「県公営住宅」に、「第2条第1号」を「第2条第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第9条第6項の改正規定（「寡婦」を「寡婦若しくは寡夫」に改める部分に限る。）及び第12条第2項の改正規定（「を同項」を「を前項」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 平成18年4月1日までの間において規則で定める日

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例第56条の規定による県改良住宅の家賃の決定その他県改良住宅の入居に関し必要な手続その他の行為は、第1条の規定の施行前においても行うことができる。

3 第2条の規定による改正後の沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例第68条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第2条の規定の施行前においても、同条例第67条から第69条までの規定の例により行うことができる。

沖縄県文化財保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7月26日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県条例第47号

沖縄県文化財保護条例等の一部を改正する条例

(沖縄県文化財保護条例の一部改正)

第1条 沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第98条第2項」を「第182条第2項」に改める。

第20条第1項及び第21条第4項中「第56条の3第1項」を「第71条第1項」に改める。

第27条第1項及び第28条第4項中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に改める。

第32条第1項及び第33条第2項中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第38条第1項及び第39条第4項中「第83条の7第1項」を「第147条第1項」に改める。

(沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和47年沖縄県条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表第3第31号中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

(沖縄県屋外広告物条例の一部改正)

第3条 沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正す

る。

第4条第2号中「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

(沖縄県文化財保護審議会設置条例の一部改正)

第4条 沖縄県文化財保護審議会設置条例（昭和51年沖縄県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第105条第1項」を「第190条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9-16 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--